

千貫文の割合により代金を以て上納を命じたが、藩末政務多端の際之が實行を見ずして止んだ。今存する加越能三百通用・五百通用及び七百通用とある天保通寶型の青銅貨は、この出願に先だつて試製したものであらう。

ゼニガツカ 錢ヶ塚 鳳至郡曾良と甲との境なる方九米高さ一五米許の角閃安山岩で、方狀節理の奇觀を呈し、海中に突出すること一五米許、上に小祠がある。錢ヶ塚はまた錢塚岩(ゼンツカイハ)ともいひ、地圖には善塚岩の文字を用ひてある。能登名跡志に、『此山(甲山)の腰少し離れて、海中に錢塚とて小島あり。誠に錢を積みたるやうに杉なり的小島なり。色々物語あり。』と記される。

ゼニサツ 錢札(加賀藩) (一)町會所發行の預錢手形—加賀藩では文政八年六月錢貨少く、融通の便を缺いたから、初めて町會所で御算用場の加印を得、一貫文・五百文・百文・五十文の預錢手形を發行したが、翌九年四月廿五日を限り之を廢止した。然るに同年錢相場再び騰貴したので、舊札に増印を加へて十二月廿六日以降又之を通用し、十年六月停止、七月二十日まで預銀手形と交換することとした。

(二)兩替所發行の預錢手形—天保八年錢貨大に暴騰し、その流通するもの次第に少く、兩替商等殆ど營業するを得ぬやうになつたから、藩に請うて百文より一貫文に至る預錢手形を發行したが、後錢貨の相場下落するに至つて止めた。

(三)藩發行の錢札—明治元年政府は銀の通用を廢したから、五月加賀藩は錢札を發行し、錢札百文を銀札一匁の比例として、漸次銀札

の引上を行はんとした。その種類は十貫文・五貫文・一貫文・五百文・三百文・二百文・百文・五十文であつた。次いで同年改元以後亦粗製の新錢札を出したが、二年十月三日明治元年に發行した錢札にして紙に漶入なきもの、贅造多きが故に、先に増印を施した十貫文以下五百文の錢札は悉く十一月十五日以前に引換を了すべく、十六日以後は通用を禁止すと令し、三年六月二十日十貫文の錢札を廢して三貫文・二貫文を加へ、七月又明治元年發行滙入のない三百文以下五十文の錢札は本年九月を限り通用を禁止すとした。而して殘餘の錢札は四年廢藩と共に大藏省布達に基づき、七月十四日に於ける錢貨との相場に從ひ追つて引換へらるべきことを告げ、且つその相場を示し、十二月太政官も更に同一の趣旨を布達したが、地方人は何れも法令を違奉せず、任意の價格により通用した。依つて石川縣は五年八月元金澤藩元大聖寺藩新貨比較通解と題した冊子を發行して、普くその比較を知らしめ、次いで六年五月太政官發行の新札と交換を開始し、舊錢札は六月十日を限り通用を禁止した。

ゼニサツ 錢札(大聖寺藩) 大聖寺藩に於ける錢手形の發行は、天明六年十二月十七日米手形の名で行はれ、元締役梶谷典兵衛角谷典市郎・御目付井間源助等をして事に當らしめたが、寛政十一年四月幕府から停止の命に接し、同月十二日で止めた。次いで同年七月米札を錢手形と改めて再發行し、文化二年五月には新札に錢鈔二字の印を押したこともある。藩末に於ける錢札の種類は五貫文・一貫文・五百文・三百文・二百文・百文・五十文・二十文・十文で、明治六年五月に至り悉く政府發行の新紙幣と交換を了した。

ゼニヤコヘ 錢屋五兵衛(一)世系—五兵衛の先は能美郡清水村の農から出た。五兵衛五代の祖清水屋市兵衛の時居を石川郡宮腰に

十文・十文で、明治六年五月に至り悉く政府發行の新紙幣と交換を了した。

ゼニタセイ 錢田青 通稱依屋銅輔、字は銅輔、立齋と號した。金澤の買人で、富鉅萬を累ねたが、温雅謙虛にして讀書を好み、龜田章・森西園等と交りて尤も詩を善くした。天保三年歿、享年六十二。門人龜田敦、その遺稿を刊行した。

ゼニヤイツケン 錢屋一件 一冊。詳しくは加州石川郡宮之腰浦錢屋一件と題し、前田領珍説の外題を持つものと大同小異である。この書は江戸での聞書で、錢屋五兵衛致富の原因を外國貿易によるとし、流毒事件の暴露するや、その連累であつた故を以て、藩士篠原主殿以下十一人が、屠腹を命ぜられたといひ、又錢屋の蓄財及び船舶の數等を擧げてあるが、悉く虚傳のみである。

ゼニヤカンチ 錢屋寒雉 ↓ミヤザキヨシツナ 宮崎義綱。

ゼニヤキタロウ 錢屋喜太郎 五兵衛の長子。諱は保平、字は子昌。その疑獄事件に關することは、五兵衛の條に記した。喜太郎、その女ちかの代牢を願うた孝心によつて、安政四年十二月廿四日特に出獄を許されたが、積荷によつて遂に病を發し、元治元年越中城端の善徳寺に詣でんとする途次、その乗つた駕籠の中に自及した。喜太郎俳句を好みて霞堤と號し、晩年荷汀又は竿林子に改め、所居を拾翠園又は青翠園・翠園・晚翠舍・芙蓉館といふた。

ゼニヤコヘ 錢屋五兵衛(一)世系—五兵衛の先は能美郡清水村の農から出た。五兵衛五代の祖清水屋市兵衛の時居を石川郡宮腰に

移し、兩替を業として家を錢屋と號した。二代五兵衛を経て、三代市兵衛に子がなかつたから、三右衛門を養子としたが、實子彌吉郎を得るに及んで三右衛門に別家を起さしめた。彌吉郎後に五兵衛といひ、初めて航海を業とした。その長子に興三兵衛があり、二子に五兵衛があつた。この五兵衛が亦分家を起して、茂助が之に襲いだ。茂助安永二年十一月廿五日に生まれ、長じて又五兵衛といふた。藩政末期の豪商として世に喧傳せられるもの即ち是である。

(一)壯年の五兵衛—五兵衛の壯年以前の閱歴に就いては一向知られて居ない。少時同郡粟崎の豪富木屋に仕へて商業の見習をして居り、天明六年主人藤右衛門が事によつて獄中に繋かれた時生家に歸つたらしく、翌七年父の隠棲によつてその後を受けた。一體從來加賀・能登の廻船業者は、皆大坂以西中國・九州に漕運するもののみであつたが、五兵衛の父は南部・津輕・箱館等の航路に從ひ、今の五兵衛になつては、父の所有した船舶と、木屋で練磨した手腕とによつて、更に蝦夷各地に擴張した。この際加賀藩は餅を肥料に用ひることの禁を解いたので、五兵衛はその所有船を悉く松前に航せしめて干鮭を輸入し、大に利益を博したらしい。

(二)老後の五兵衛—文政九年五兵衛は五十四歳で退老し、家を十九歳の長男喜太郎に譲つて、その後見をして居た。當時藩の財政大に窮乏し、資金の調達を屢領民に命じたが、錢屋も文政九年と十三年にその命を受けて居る。特に天保四五年の凶歉以後は連年多額の調達を要したのと、十年に營業上の蹉跌があ

移し、兩替を業として家を錢屋と號した。二代五兵衛を経て、三代市兵衛に子がなかつたから、三右衛門を養子としたが、實子彌吉郎を得るに及んで三右衛門に別家を起さしめた。彌吉郎後に五兵衛といひ、初めて航海を業とした。その長子に興三兵衛があり、二子に五兵衛があつた。この五兵衛が亦分家を起して、茂助が之に襲いだ。茂助安永二年十一月廿五日に生まれ、長じて又五兵衛といふた。藩政末期の豪商として世に喧傳せられるもの即ち是である。

移し、兩替を業として家を錢屋と號した。二代五兵衛を経て、三代市兵衛に子がなかつたから、三右衛門を養子としたが、實子彌吉郎を得るに及んで三右衛門に別家を起さしめた。彌吉郎後に五兵衛といひ、初めて航海を業とした。その長子に興三兵衛があり、二子に五兵衛があつた。この五兵衛が亦分家を起して、茂助が之に襲いだ。茂助安永二年十一月廿五日に生まれ、長じて又五兵衛といふた。藩政末期の豪商として世に喧傳せられるもの即ち是である。